

3月号（486号）

Xは、勤務先の会社がリモートワークを推奨していたため、それまで住んでいた都市部の賃貸マンションを解約し、実家に戻って生活をしていました。当初は都会を離れた生活に不安があったが、しばらくすると想像していたよりも快適な環境で過ごすことができた。やがて、会社の仕事も円滑にこなせるようになったため、Xは、職場がある都市への高速バスのアクセスが便利な隣町に家を建てようと考え、土地を探していた。そうしたところ、実家の近所に住んでいる幼馴染のY1が、現在、療養のため施設に入所している父Y2が所有している土地を、Y2に話して安く譲れるようにすると持ち掛けてきた。Xは、この話に関心を示し、最終的に1000万円で土地を購入することにした。しかし、Y1は、実際にはY2に土地の売買の話をしていなかった。そのため、XがY1に代金を支払ったものの、土地の明渡しも登記の移転もなされなかった。Xは、状況が進展しないことから、Y1かY2、あるいはその双方を相手に訴訟を起こそうと考えた。

問（各設問は相互に独立している）

1 Xは、Y2を相手に、土地の明渡しおよび売買を原因とする土地所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。しかし、Y2は施設に入所中であつたところ、Y1は、Y2に何も知らせず、またY2の名前をかたって手続を進行させていた。その後、Y2は体調が回復して自宅に戻ったところ、間もなくして判決書がY2に送達され、そこでY2は初めて本件訴訟の経緯を知った。しかし、Y2は、この訴訟はY1が勝手にしたことだから、自分には関係ないと考えていた。民事訴訟法115条1項1号は、確定判決は当事者を拘束すると規定しているが、ここでの当事者はY1とY2のいずれであろうか。また、Y2は、判決にどう対応すべきか。

2 Xは、土地の購入を前提に、すでに具体的な生活プランを組み立てていた。そこで、まずは、Y2を相手に、土地の明渡しと売買を原因とする土地所有権移転登記手続を求めるとともに、それが認められない場合には、Y1に対する無権代理人の責任を問う併合訴訟を提起したいと考えた。この訴えは適法か。

2月号（485号）

Aは、食品輸入を業務内容とする中小企業（Y）を経営していたところ、リモートワークが急速に進んでいるとの報道に触れて、わが社でもこれを導入して業務の効率化を目指そうと考えた。そこで、YはXから1000万円を借りて、従業員全員が自宅で業務を行えるようにパソコンを貸与するなど社内環境を整備することにした。しかし、不況で会社の業績が思いのほか伸びず、支払期限までにXに返済できなかった。当初、Xは、Yとのこれまでの取引関係から、返済について厳しい態度で臨むことを避けてきた。しかし、X自身も資金繰りの見通しが芳しくないことから、訴訟を提起したところ、第1審係属中にXとYは訴訟上の和解を締結した。この和解の内容は、①XとYは、XがYに対して800万円の貸金債権を有することを確認すること、②Yは、前記債務のうち100万円を本件和解契約締結後2週間以内にXに支払うこと、③前記債務のうち400万円については、Yが自社倉庫に保管中のカスピ海産最高級瓶詰キャビア（10グラム入り800個）をXに引き渡すことで支払いに代えることとし、引渡しはYの倉庫で行うこと、④前記債務のうち300万円は毎月末に50万円ずつ6回支払うこととする、というものであった。

問

Xが、キャビアの瓶詰を受け取りにYの倉庫に向いたところ、粗悪品であることが判明した。そこで、Xは、錯誤に基づく和解の取消しを主張して（民95条）、新期日の指定を申し立てた。この申立ては適法か。

1月号（484号）

Yは、イタリアのレストランで数年修行した後に日本に帰国し、雇われ店長として働いていたが、この間に貯金をしてようやく自分の店を持つことができた。開業後、20年経ったことから、Yは店をリニューアルしようと考え、キッチン周りの機材も一新することとし、Xと厨房機材の購入契約を締結した。ところが改装工事中、Xが大型冷蔵庫を店内に搬入しようとした際に、誤って壁に掛けてあった絵画に大きな穴をあけてしまった。この絵画は、Yが雇われ店長として働いていたころからの馴染み客で、世界的に有名な画家が開店祝いに自ら描いた絵を寄贈したものであったが、その画家は数年前に亡くなっていた。Xは、自らの非を認め機材の代金500万円から100万円を減額することを申し出たが、Yは、絵画そのものの価値や画家との個人的な思い出が傷つけられたことへのショックの対価としては低すぎるとして、これに応じなかった。そこでXはYを相手に、売掛代金債権500万円のうち400万円に限定して支払いを求める訴えを提起した。これに対して、Yは、Xに対して200万円の損害賠償請求権を有するとして、この債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。

問（各設問は相互に独立している）

裁判所が売買代金につきX主張の金額を認めたときに、つぎの各場合について既判力が生じる範囲を説明しなさい。

- 1 裁判所が、Yの有する債権は200万円であるとして相殺を認めた場合。
- 2 裁判所が、Yの有する債権は50万円であるとして相殺を認めた場合。
- 3 裁判所が、Yは裁判外で200万円の債権につき相殺を行っていたことを認めた場合。

12月号（483号）

Yは、芸能人が山奥で一人キャンプをするテレビ番組を見て、「ソロキャンプ」に興味を持ちインターネットで調べたところ、山間部の土地は思ったよりも手頃な値段で売買されていることを知った。そこで、Yは、大学時代のサークルのOB会で久しぶりに会った同級生のXに、ソロキャンプ用の土地を人里離れた場所で購入したいと考え、車で2時間くらいの場所を探していることを話した。すると、Xから、相続で取得した実家付近にある山林の一部を自由に使ってもよいと言われた。その際に、Xからは、自身が経営する会社の営業が苦しく、債権者から、将来、Xの個人財産を売却して債務に充てるよう迫られた場合に備え、一時的に山林の名義をYにしてほしいと懇請された。Yも、この申出を受け入れ、契約書を交わし、登記も売買を原因としてY名義に変更したが、実際には代金は支払われなかった。その後、Xの会社は経営を持ち直したため、XはYに対して登記名義をXに戻してほしいと告げたが、Yはこれに応じなかった。そこで、XはYを相手に、本件山林の売買契約は虚偽表示であると主張し、所有権移転登記抹消請求訴訟（前訴）を提起したところ、Xが勝訴し、同判決は確定した。

問（各設問は相互に独立している）

1 Yは、前訴の口頭弁論終結後、Xが、前訴確定判決に基づく抹消登記を完了する前に、第三者Zに本件山林を譲渡し、移転登記を済ませた。そこでXは、Zに対し、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求訴訟を提起した。Zが、譲受時にXY間の虚偽表示につき善意であった場合、前訴判決の既判力はZに及ぶか。

2 Yは、前訴の口頭弁論終結前に、Xによる執行を回避することを目的として、意を通じたZに本件山林をZに譲渡し、移転登記を済ませていたことが判明した。そこで、XはZに対し、所有権移転登記請求訴訟を提起したが、前訴判決の既判力はZに及ぶか。

11 月号（482 号）

X は、介護サービスを業とする法人である。Z は、X のもとで事業を統括する管理職の立場にあった。しかし、X の経営方針をめぐり、経営者と対立したため、Z は X を退職した。その後、X の比較的近くに、介護施設 Y がオープンすることとなった。Y のオープン前後から、X の利用者数が大きく減少した。X と Y は近くにあることから、ある程度の利用者の減少は見込んでいたものの、介護のニーズが高いことを考えると、利用者の大幅減に X の従業員は納得がいかなかった。そこで、X の関係者がこの状況を調べたところ、Z が Y の施設開所に関わり代表者に就任していること、X の利用者に対して Y 施設開所の挨拶と称して個別的に連絡をし、X の評判を貶める言動を用いて Y 利用の勧誘を行っていたことを知った。しかし、Z は、退職後も競業避止義務を負うとの記載がなされた、雇用契約書および退職時の誓約書のいずれにも署名しており、また、X の就業規則にも同様の規定がおかれていた。そこで、X は Z に対して、競業避止義務に反して X の顧客を奪ったことから損害が生じたとして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した（本案訴訟）。

X は、Y に対して、不正に奪われた顧客を特定し損害額を確定するために、文書提出命令の申立てを行い、「サービス種類別チェックリスト」（介護サービス事業者が介護給付費等を請求するため審査支払機関に伝送する情報のうち、利用者の個人情報を除いて一覧にまとめた文書）の提出を求めた（本件申立て）。しかし、Y は、この文書は Y 事務所内部での利用のみを予定し、また、職業の秘密が記載されているとして、提出を拒んだ。

問（設問は相互に独立している）

- 1 当該文書は、自己利用文書（民訴 220 条 4 号ニ）に該当するか。
- 2 当該文書は、職業の秘密（民訴 197 条 1 項 3 号）に関する事項に該当し、黙秘義務が免除されていないものが記載されている文書（220 条 4 号ハ）といえるか。
- 3 Y が文書提出命令に従わなかった場合、どのような効果が生じるのか。

10月号（481号）

Xは、おもに住宅リフォームを行う工務店を個人で経営している。また、リフォームに際して、顧客から大型家電製品を購入したいとの問い合わせが多いことから、顧客から要望があったときには大型家電の販売や設置も行っていた。Xが住む地域は、近年、夏場の雨量が極端に増えることがしばしばあったが、ついに近くの川の堤防が決壊する豪雨に見舞われてしまった。そのため、Xは、顧客のYから浸水した家屋の工事を依頼された。Xは、以前にYの住宅を和室から洋室にリフォームしており、その際にYは冷蔵庫とテレビをXから購入していたが、これらの代金はまだ支払われていなかった。そのため、XはYの依頼を引き受けるべきか迷ったが、Yが災害により住む場所に困っている状況であったため、引き受けることにした。その後、後になされた災害に伴う家屋の工事代金の支払期限が過ぎたが、Yからの支払はなされなかった。Xは、とくに最初のリフォーム代金や家電製品の代金が時効によって消滅してしまわないか気になっていた。また、Yとのこれまでの複数の契約を一つにまとめた方が簡潔に処理できると考えた。そこで、二度にわたる家屋の工事費用と家電製品代金をまとめて貸金としてXがYに貸し付けたことにする契約を提案し、Yもこれに同意した。ところが、返済期限を過ぎてもYは返済しなかった。そこで、XはYを相手に貸金返還請求訴訟を提起した（以下では説明の便宜上、平成29年改正民法の適用を前提とする）。

問

Yは、二度の工事費用、および冷蔵庫とテレビの代金の存在を争った。これらの代金債権の存在はいずれの当事者が証明責任を負うか。

9月号（480号）

Yは、営業マンとして勤めていた会社を定年で退職し、田舎でペンションを営むことにした。そこで居住マンションを売却し、退職金とあわせてスキー場にほど近い場所でペンション経営を始めた。しかし、客足が伸びず経営に苦勞していた。Yは、評判を得るには時間がかかることは十分理解していたが、従業員に支払う給料など運転資金が気になりだしてきた。そこで、営業マン時代に懇意にしてくれた顧客だった、町工場の経営者Xに事情を話して500万円を借り受けた。また、ペンションの目玉として露天風呂を併設した方がよいと考え、Xに改修を依頼した。費用は700万円ほど要したが、Xは、支払いは経営が軌道に乗ってからでいいと述べ、改修費用の請求書の日付を2014年12月1日として、後払いを約束してくれた。Xは、その後たびたび客としてYを訪れたが、しだいに本業の多忙さから訪問が途絶えた。ところが、その後、Xは会社の資金繰りに窮するようになった。そこで、Yへの貸し付けを思い出し、返済を求めたが、Yは応じなかったため、Xは、貸金返還請求訴訟を提起した（以下では説明の便宜上、平成29年改正民法の適用を前提とする。なお、改正民法附則10条を参照）。

問（各設問は相互に独立している）

1 Yは、2020年9月1日に開かれた第1回口頭弁論期日で、2019年8月20日に貸金債務につき400万円を弁済したと主張したところ、Xもこれを認めた。しかし、Xは、第2回口頭弁論期日で、これは会社の経理のミスによるものであり実際は改修費用の一部弁済であったとして主張を変更した。これに対して、Yは、自白にあたるので認められないとした。Xの主張の変更は可能か。

2 Yは、2020年9月1日に開かれた第1回口頭弁論期日で、貸金債権につき貸付日は2013年12月1日で返済期限は1年後であったと主張し、Xもこれを認めた。ところが、Xは、貸金債権が時効期間を徒過していることに気が付き（民166条1項1号）、第2回口頭弁論期日で、契約日が2014年12月1日であったと主張を変更した。Xの主張の変更は可能か。

3 Xは貸金返還請求訴訟において、50万円についてYの一部弁済がなされていると主張した。Yも口頭弁論期日でこれを認めたところ、今度は、Xは残金450万円について時効の更新（民152条1項）が認められると主張した。そこで、Yは、一部弁済についてのXの陳述の援用を撤回したいと考えたが可能か。

8月号（479号）

Xは、ある世界的に活躍する日本人指揮者が、本場の音楽を学ぶためにヨーロッパをスクーターで一人旅をする自伝的エッセーを読み、大いに感銘を受けた。そして、自分も若いうちに見聞を広めるべきだと思い立ち、会社を辞めて海外を放浪する決心をした。しかし、入社3年目のXは、貯金もそれほどなかった。Xは、さすがに自分の計画が無謀だと思っていたので両親に自分の計画を言い出せなかった。もともと、金銭的な工面はどうしても必要なため、普段から悩みがあるといろいろと相談してきた親戚のYに、自分の考えを打ち明けたところ、300万円を貸してもらえることになった。Xは、Yに日本に戻ったら必ずこの金額を返すことを書面に記して金銭を受け取った。数年後、Xは日本に戻り、自身の経験をまとめた本を出版したところ予想外の反響がありマスコミにも取り上げられた。Xは、Yのもとにお礼を兼ねて何度か足を運び、その都度、印税から借金をいくらか返済していたが、しだいに足が遠のいていった。そこで、Yは、ワイドショーのインタビューに答える形で、Xに貸した金銭の返済が滞っていることを明らかにした。あわてたXは、Yのもとを訪ねて残金の支払いを申し出たが、Yは態度を硬化させて話し合いに応じようとしなかった。そこで、XはYに対して、100万円を超えて貸金債務を負っていないことの確認を求める訴え（前訴）を提起した。

問（各設問は相互に独立している）

- 1 審理の結果、残債務が150万円であることが判明した場合、裁判所はどのような判決を下すべきか。
- 2 審理の結果、残債務が50万円であることが判明した場合、裁判所はどのような判決を下すべきか。
- 3 前訴において、Xが主張するとおりの100万円を超えて貸金債務が存在しない旨の判決が下された。この判決が確定した後、Xは、自認額である100万円の債務不存在確認訴訟を提起した。後訴の裁判所は、自認額についてどのように判断すべきか。



7月号（478号）

A市在住のXとYは、幼馴染で40代を迎えても頻りに交流があった。Yは、オートバイが趣味で、Xが経営する自動車整備工場で修理やチューニングを依頼していた。しかし、Xは、長年のよしみから、とくに修理代等は請求していなかった。また、Yは、天気の良い休日にはXを誘ってツーリングを楽しんでいた。Yは、A市内でスーパーを複数店舗経営しており、売上は好調であった。しかし、Xの整備工場は経営が苦しかった。そのため、Yは、複数回にわたり工場の運転資金用にXに金銭を貸していた。その甲斐もあってか、Xの整備工場はしだいに経営を持ち直してきた。

ある日、XとYは、近所の居酒屋で、つぎのツーリングの場所を決める相談をしていたところ、意見が対立したまま互いに譲らなかった。普段は温厚なYが酒の勢いで、Xの工場を持ち直したのは自分の資金援助があったからだから、自分の意見を聞くべきだと強い調子で怒鳴ってしまった。その場は、とくに揉めることはなかったが、今回のツーリングの話は立ち消えとなった。

しばらくして、XはYを相手に、バイクの修理代等の代金150万円の支払いを求める訴えを提起してきた。これに対して、Yは、バイクの修理等は無償でなされたものであるから代金債権は発生していない、かりに代金債権が発生していた場合には、Xへの貸付金350万円のうちの150万円で相殺をすとの抗弁を提出した（第1訴訟）。その後、Yは、Xを相手に、上記貸付金350万円のうち、残りの200万円の支払を求める別訴を提起した（第2訴訟）。これに対して、Xは、同一の債権を2つの裁判所で審理することは民事訴訟法142条の趣旨に反するとして、訴え却下の判決を求めた。

問

別訴（第2訴訟）は、適法か。また、かりに別訴（第2訴訟）が不適法と解される場合、第1訴訟における相殺の抗弁は必ずしも審理されないことにどう対応すべきか。

6月号（477号）

運送業を営むYは、新たな営業所用の土地を郊外に探していたところ、訴外Aと、甲地につき賃料月額60万円で賃貸借契約を締結した。その後、Yの事業は順調に業績を伸ばしたため更にトラックの駐車スペースを必要としたが、不動産業者Xがビル建築用に取得した甲地に隣接する乙地（甲地の約半分の面積）が空き地だったので、Yは一時的な使用なら文句を言われないと考えトラックを駐車するようになった。Xは当初これを大目に見ていたが、やがてYが乙地に従業員用の休憩所を建てて、トラックの出入りも激しくなったので、Yに土地を更地にして乙地から立退くことを求めた。しかし、Yは代替地を見つけるので待つてほしいなどと言ったものの応じる様子ではなかった。そこで、XはYを相手に、乙地について所有権に基づく建物収去土地明渡しと、明渡しまでの賃料相当損害金（月額30万円）の支払いを求める訴えを提起したところ、請求認容判決が下され、判決は確定した（第1訴訟）。

Xは、Yが急成長の企業であることから、今後の関係を考慮して第1訴訟の判決について強制執行を行うことを躊躇していた。第1訴訟が確定してから3年後、乙地から比較的近い場所に鉄道の新駅が設置される構想が持ち上がり、地価が高騰した。Xは、現在では乙地の賃料相当損害金は月額90万円が適切であるとして、差額分をYに求めることを考えている（第2訴訟）。

問（各設問は相互に独立している）

1 第1訴訟について、乙地明渡しまでの賃料相当損害金の支払いを求める訴えの利益は、どう考えるべきか。

2 第2訴訟について、Xは賃料相当損害金の差額を求めることができるか。これを肯定する場合、どのような法的枠組みに基づくのか。

5月号（476号）

訴外Aは、老舗の和菓子店を営んでいたが、令和元年8月に死亡した。Aには子Bがいたものの、Bは家業を継がないことを明言していた。そこで、Aは、自身のもとで長年修業し店を支えてきたCを数年前に養子に迎え入れていた。Cは、養子縁組がなされた当初はAと円満な関係であったが、Aが亡くなる少し前から、Aの財産をめぐりいさかいが絶えなくなっていた。そのこともあってか、Aは、亡くなる前に遺言を作成していた。また、遺言では、Dが遺言執行者として指定されていた。

問（各問は相互に独立している）

1 遺言では、Aの所有する甲地をBに遺贈するとしていた。そこでDは、甲地について、Bを名義人として相続を原因とする所有権移転登記の手続をおこなった。これに対して、Cが、本件の遺言はAの意思に基づかないで作成されたとして、Dを相手に遺言の無効確認と登記の抹消を求める訴えを提起した。Dは当事者適格を有するか。

2 遺言では、Aの所有する甲地をBに遺贈するとしていた。しかし、甲地について、Cを名義人として相続を原因とする所有権移転登記の手続がなされた。そこで、Bは、Dを相手に遺言の執行として所有権移転登記を求める訴えを提起した。Dは当事者適格を有するか。

3 遺言では、「Bに甲地を相続させる」となっていた。ところが、Bが甲地の所有権移転登記の申請をする前に、Cの債権者Eが、相続人に代位して相続を原因とする所有権移転登記をし、Cの持分を差し押さえた。この場合、Dは、移転登記の抹消を請求し、またBに登記の移転を求める権限を有するか。

4月号（475号）

Xは、ある大学の校友会であり、その校友会員の数は5万人を超える。Xの規約によると、Xの意思決定機関は年に一度開催される総会であり、総会は校友会名簿に基づいて事前に開催時期と場所が書面で通知され、出席者の過半数によって決議がなされている。Xの代表である校友会長は、この総会によって選任されたAが現在務めている。また、規約によると、校友は年に5000円を会費として納めるものとされている。

Xは、大学のキャンパス内にある建物の一室を借りて校友会業務を行っていたが、プールしていた校友会費が相当額になったことから校友会館の建設計画が持ち上がり、その用地として大学近隣の甲土地をその所有者Yから2億円で購入することが校友会の総会で議決された。総会では、出席者の過半数の同意を得て甲土地を購入する案が可決された。その後、XY間で甲土地の売買契約が締結された。

しかし、Xが売買代金を支払ったにもかかわらず、Yは甲土地の所有権を移転する登記手続きに協力しなかった。そこで、Xは、甲土地について、代表者であるA名義に登記を移転することを求めて訴えを提起した。これに対して、Yは、Xは当事者能力を有さず、また、かりに当事者能力を有したとしても当事者適格を有していないため、訴えは却下されるべきであるとして本案前の抗弁を主張した。また、Yは、かりにXが当事者能力そして当事者適格を有する場合には、本件売買契約は無効である、かりに契約が有効である場合にはXの未払代金があるとして、その支払いを求める反訴を提起した。裁判所は、証拠調べを行ったうえで、Xは当事者能力も当事者適格も認められるとしてXの請求を認めたが（本訴認容）、売買代金2億円のうち5000万円が未払いであるとして残代金の支払いをXに命ずる判決を下した（反訴認容）。

- 1 Xが民訴法29条にいう法人でない社団または財団として扱われるためには、どのような要件を満たしている必要があるか。
- 2 Xは、本件訴訟で当事者適格を有するか。
- 3 Xに5000万円の未払代金の支払いを命ずる判決の効力は、Xの構成員である校友会員に及ぶか。